



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.64

発行：東濃西部広域行政事務組合

美容医療の契約。クーリング・オフが可能なことも！

美容サービスとして、これまではエステ契約のみが対象でしたが、美容医療契約も法的にクーリング・オフや中途解約ができるようになりました。クーリング・オフや中途解約が可能なのは1か月以上の期間であって総額が5万円を超える契約です。例えば「美容クリニックで医療レーザー脱毛10回15万円（3か月コース）の契約をして現金で支払った。しかし、1回目の施術で痛みを感じたのでやめたいと申し入れたところ、病院から支払った代金は一切返金しないと言われた。」という事例。

条件を満たす契約のため、契約書面を交付された日から8日以内であればクーリング・オフが可能です。また、クーリング・オフ期間が過ぎている場合は中途解約ができます。そのため、「支払った代金を一切返金しない」という病院側の主張は通りません。



ほんとーに
こんな相談ありました



占いサイトの無料鑑定をきっかけに、有料で占いを利用するようになった。占い師の「あと少しで願いが叶う」という言葉を信じ、何度も占い師とやり取りをした結果、80万円も利用してしまった。結局、願いは叶っていない。

占い師になるためには公的資格等はなく、誰でも占い師と名乗れることに加え、占い結果の真偽等を評価することは大変難しいです。将来について確定的な表現や、不安をあおるような話をする、また不用意にやり取りを長くさせる占いサイトには注意が必要です。

1月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	17件
訪問販売	23件
訪問購入	0件
通信販売	36件
連鎖販売	0件
電話勧誘	3件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	17件

消費生活に関する相談と思われる案件がありましたら、ぜひご案内ください。

時間／10:00～16:00

相談料／無料

相談／原則予約制

予約／相談を受けたい窓口

※原則、相談は生活地ですが、生活地以外の窓口を利用することもできます。

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課／22-1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課／68-9748

金曜日 土岐市役所 広報広聴係／54-1111

E-mail 相談／kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業